

第3次愛媛県男女共同参画計画 中間改定（案）の概要

I 計画の理念

性別等を問わず全ての人が互いに人権を尊重し、個性や能力を発揮する男女共同参画社会を実現

II 策定(中間改定)の趣旨等

○趣旨

本県の現状や課題に対応し、国の施策とも呼応しつつ、実効性のある施策を総合的・計画的に推進するための中間改定

○計画の性格及び期間

男女共同参画社会基本法及び愛媛県男女共同参画推進条例に基づく基本的な計画

女性活躍推進法に基づく女性活躍推進計画(網掛け部分)、県の基本構想や関連各種計画との整合性を図った計画

10年計画(令和3～12年度)の後半5か年(令和8～12年度)の計画

○計画の目標

III 背景

【目標】男女共同参画社会の実現

【テーマ】～人生100年時代、一人ひとりが

自分らしく輝ける共生社会を目指して～

・愛媛県総合計画～未来につなぐえひめチャレンジプラン～や、愛媛県こども計画の策定、取組成果と課題分析、県民の意識調査等を踏まえた県の動き
・第6次男女共同参画基本計画策定や女性活躍推進法の一部改正、女性版骨太方針2026などの国の動き

IV 計画の改定

【第3次計画中間改定の主な特色】…第3次男女共同参画計画と女性活躍推進計画を一体的に策定

・テーマの変更

・計画全般の共通課題として、SDGsの推進やアンコンシャス・バイアスの解消に加え、全ての政策、施策及び事業にジェンダーの視点を取り込む「ジェンダー主流化」の推進、「女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ(well-being)の実現」などを追加

・これまで女性にフォーカスしていた「暴力の根絶」や「健康支援」、強化すべき「意識改革」について「男女双方」の視点を追加

・男女共同参画センターと男女共同参画機構(JGEPA)との連携を明確化

V 計画の体系: 施策の大綱(5つの主要課題、15の重点目標、44の施策の方向を設定)・推進体制

主要課題	重点目標・施策の方向
1 男女の人権の尊重	(1)ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶 ①暴力の発生を防ぐ環境づくり ②ジェンダーに基づくあらゆる暴力への厳正な対処 ③被害者に対する保護等の充実 ④性暴力への対策の推進 ⑤インターネットやSNS等を利用した暴力等への対応 (2)メディアにおける男女の人権の尊重 ①メディアにおける人権尊重の自主的取組 ②公的広報等の男女共同参画の視点に立った表現の促進 (3)生涯を通じた男女の健康支援 ①生涯を通じた男女の健康支援 ②健康をおびやかす問題についての対策の推進 ③仕事と健康課題の両立の支援 (4)男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備 ①困難な問題を抱える女性等への自立支援 ②困難な問題を抱える女性等の保護体制の充実 ③高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境づくり
2 男女共同参画の視点に立った意識の改革	(1)男女共同参画の視点に立った男女双方の意識改革と実践 ①多様な媒体を活用した広報啓発活動の推進 ②男女共同参画に関する学習機会の提供 (2)男女共同参画の視点に立った学びの推進 ①男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 ②あらゆる世代における家庭・職場・地域での男女平等意識の啓発
3 意思決定の場への女性の参画拡大	(1)行政・民間部門等における女性の参画拡大 ①行政における女性の参画拡大 ②民間部門における女性の参画拡大 ③政治分野における男女共同参画の促進 (2)女性の能力開発(エンパワーメント)等の支援 ①女性リーダーの育成・学習活動等の支援 ②交流・ネットワーク化への支援 (3)防災・減災への取組及び地域活性化に向けた男女共同参画の推進 ①災害対応における男女共同参画の視点の強化 ②地域づくり・環境その他の分野における男女共同参画の推進 ③科学技術・学術分野における男女共同参画・ジェンダーイノベーションの推進 ④地域における国際交流・協力の促進
4 家庭生活と仕事、地域活動が両立する環境整備	(1)男女が共に参画する家庭・職場・地域づくり ①性別に関わらず誰もが働きやすく、働きがいをもって就業継続できる職場環境の整備推進 ②共働き・共育の実現に向けた仕事と育児の両立支援、男女双方の意識改革・理解促進 ③仕事と介護の両立支援 ④男女が共に参画する地域づくり (2)安心して子どもを育てられる環境整備 ①育児を支援する環境の整備 ②就業継続・再就職の支援 ③ひとり親家庭等の生活安定の確保 (3)高齢者や障がい者等が共に輝いて暮らせる環境整備 ①高齢者や障がい者等の社会参画の促進 ②高齢者や障がい者等を地域で支え合う環境づくり
5 雇用等における男女共同参画の推進	(1)男女均等な雇用環境の整備 ①雇用の分野における男女均等な機会や待遇の確保の推進 ②積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の促進 ③ハラスメント防止対策の促進 (2)職業生活における女性の活躍推進 ①管理職登用やリーダー育成など企業等における女性活躍推進に向けた取組の促進 ②男性の意識と職場風土の改革 ③起業やリスクテイク、テクノロジー活用等の女性のチャレンジ支援 ④情報の収集、提供及び啓発活動 (3)農林水産業における男女共同参画の促進 ①方針決定過程等への女性参画の推進 ②女性が活躍できる環境づくりと意識改革
推進体制	1 男女共同参画推進条例の適切な施行 ・男女共同参画推進本部の下に女性活躍推進部会を設置 2 市町、関係機関、民間団体、事業者等との連携強化 ・えひめ女性活躍推進協議会(県内経済団体等で設立)や愛媛労働局、大学、事業者等との連携 3 拠点施設の充実、機能強化 ・(独)男女共同参画機構(JGEPA)との密接な連携と地域の実情に応じた取組の実施 ・地域の女性人材の育成とネットワーク化、防災力の推進拠点としての機能強化 4 計画の進行管理、公表 ・EBPMに基づくPDCAサイクルの着実な推進

愛媛県女性活躍推進計画

VI 数値目標…50指標を設定(現行の43指標から、目標値達成等5項目を除外、新たに12項目を追加、2項目を変更するなど数値目標を見直し)

・「企業におけるプレコンセプションケアの取組実績」目標値累計30社を新設 ・「民間企業における育児休業取得率」の目標値を男性80%に強化 など